

別府市温泉発電等の地域共生を図る条例施行規則

制定 平成28年4月28日
別府市規則 第37号
改正 平成30年7月30日
別府市規則 第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、別府市温泉発電等の地域共生を図る条例（平成28年別府市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第8号の規則で定める源泉)

第2条 条例第2条第8号の規則で定める源泉は、大口径又は大深度で掘削することについて温泉法（昭和23年法律第125号）第3条第1項の許可を受けたものとする。

(事前協議の申出)

第3条 条例第6条第1項の規定による事前協議の申出は、事前協議申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 温泉発電等の導入に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第3号）
- (3) 温泉発電等の導入に関する事業の計画書
- (4) 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）並びに役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿、個人にあっては住民票の写し
- (5) 温泉発電等の導入のための請負、委任又は委託の契約の相手方に係る第2号及び前号に掲げる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号の温泉発電等の導入に関する事業の計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 温泉発電等の導入の場所
- (2) 温泉発電等設備の仕様及び配置場所
- (3) 導入事業者の概要
- (4) 温泉発電等の導入に関する事業の実施体制
- (5) 資金計画及び収支計画
- (6) 温泉発電等の導入における土地の利用及び景観との調和に関する方策等
- (7) 温泉発電等の熱源となる源泉からの熱エネルギーの供給及び温泉資源の保護に関する方策等
- (8) 温泉発電等の導入における自然環境及び生活環境の保全に関する方策等
- (9) 前3号に掲げる方策等のほか、導入事業者が温泉発電等の導入に伴い実施する方策等
- (10) その他市長が必要と認める事項

(事前協議事項の通知)

第4条 条例第6条第2項の規定による通知は、事前協議事項通知書（様式第4号）を事前協議申出導入事業者（同条第3項に規定する事前協議申出導入事業者をいう。以下同じ。）に交付することにより行うものとする。

(関係法令手続完了調書)

第5条 事前協議申出導入事業者は、条例第7条の規定により市が所管する関係法令に定める手続を終えたときは、関係法令手続完了調書(様式第5号)を作成しなければならない。

(近隣関係者及び近隣温泉関係者への説明等)

第6条 事前協議申出導入事業者は、近隣関係者及び近隣温泉関係者に対する条例第8条第1項の規定による温泉発電等の導入に関する説明においては、第3条第2項各号に掲げる事項及び条例第10条第1項の規定による調査の結果を説明しなければならない。

2 事前協議申出導入事業者は、近隣関係者が多数であるときは、条例第8条第1項の規定による温泉発電等の導入に関する説明を地元説明会を開催する方法により行うことができる。この場合において、地元説明会の開催は、次に掲げる手続を経て行うものとする。

(1) 地元説明会の開催についての周知を行う前に、近隣区域内の自治会の代表者にその旨を事前に説明すること。

(2) 地元説明会の開催についての周知は、地元説明会の開催の日の少なくとも1週間前までに、その開催の日時、場所、目的等を示して行うこと。

(3) 地元説明会の開催の日時及び場所は、参加者の利便を考慮して定めること。

(4) 地元説明会に参加する者が少なかったときは、必要に応じて再度開催すること。

3 事前協議申出導入事業者は、前項の規定により地元説明会を開催した場合であっても、近隣関係者(温泉発電等設備の敷地に隣接する建物に居住する者又は隣接する土地若しくは建物の所有者、管理者若しくは占有者に限る。)又は近隣温泉関係者のうちに当該地元説明会を欠席等し、その説明を受けていない者があるときは、当該説明を受けていない者に対し、条例第8条第1項の規定による温泉発電等の導入に関する説明をしなければならない。

4 事前協議申出導入事業者は、第2項の規定により地元説明会を開催した場合であっても、近隣温泉関係者が個別に条例第8条第1項の規定による温泉発電等の導入に関する説明を求めるときは、これに応じなければならない。

5 事前協議申出導入事業者は、条例第8条第1項の規定により近隣関係者及び近隣温泉関係者に温泉発電等の導入に関する説明を行ったときは、次に掲げる書類を作成しなければならない。

(1) 説明会等実施調書(様式第6号)

(2) 説明を行うべき近隣関係者及び近隣温泉関係者の範囲を示す図面等

(3) 地元説明会を開催したときは、その開催の周知方法及び周知の事実が分かる書類

(4) 近隣関係者及び近隣温泉関係者が説明を受けたことが分かる名簿等

(5) 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類

(6) 説明の際に配布し、又は提示した資料

(7) その他市長が必要と認める書類

(水利関係者への説明等)

第7条 事前協議申出導入事業者は、水利関係者に対する条例第9条第1項の規定による温泉発電等の導入に関する説明においては、第3条第2項各号に掲げる事項及び条例第10条第1項の規定による調査の結果を説明しなければならない。

2 事前協議申出導入事業者は、条例第9条の規定により水利関係者に温泉発電等の

導入等に関する説明を行い、その承諾を得たときは、次に掲げる書類を作成しなければならない。

- (1) 水利関係者説明実施調書（様式第7号）
- (2) 水利関係者の承諾を得たことが分かる書類
- (3) 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- (4) 説明の際に配布し、又は提示した資料
- (5) 条例第9条第2項の指導の内容が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（近隣区域影響調査報告書）

第8条 事前協議申出導入事業者は、条例第10条第1項の規定による調査を行ったときは、次に掲げる事項についての調査の結果及びその対応の方策等について、近隣区域影響調査報告書（様式第8号）を作成しなければならない。

- (1) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の発生に関する事項
- (2) 河川、水路等に及ぼす影響に関する事項
- (3) 噴気、温泉水、地下水等の地下資源に及ぼす影響に関する事項
- (4) 自然災害が発生した際の自然環境及び生活環境に及ぼす影響に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

（騒音防止計画）

第9条 条例第10条第2項の騒音の防止に関する計画は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び別府市環境保全条例（昭和49年別府市条例第51号）に定める騒音に係る規制基準（規制基準が定められていない区域にあっては、別府市環境保全条例施行規則（昭和50年別府市規則第33号）別表第11に定める第3種区域における規制基準）を満たすものでなければならない。

2 事前協議申出導入事業者は、条例第10条第2項の騒音の防止に関する計画を定めたときは、騒音防止計画書（様式第9号）を作成しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を作成しているときは、この限りでない。

- (1) 温泉発電等設備の空気圧縮機及び送風機の原動機の定格出力が7.5kw以上の場合 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第66条第2項第1号の公害の防止に関する工事計画書
- (2) 温泉発電等設備の空気圧縮機及び送風機の原動機の定格出力が3.75kw以上7.5kw未満の場合 別府市環境保全条例第66条第1項第6号の公害の防止の方法を記載した書類

（事前協議完了の報告）

第10条 条例第11条第1項の規定による報告は、事前協議完了報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第3条第1項第3号の温泉発電等の導入に関する事業の計画書（変更がある場合に限る。）
- (2) 関係法令手続完了調書
- (3) 第6条第5項各号に掲げる書類
- (4) 第7条第2項各号に掲げる書類
- (5) 近隣区域影響調査報告書
- (6) 騒音防止計画書又は前条第2項各号に定める書類（騒音の防止に係るものに限る。）

(7) その他市長が必要と認める書類

(事前協議の完了の承認)

第11条 市長は、条例第11条第2項の規定により事前協議の完了を承認したときは、事前協議完了承認書(様式第11号)を事前協議申出導入事業者に交付する。

(モニタリング)

第12条 条例第12条第1項の規定によるモニタリングは、温泉発電等の熱源となる源泉及び市長が事前協議申出導入事業者の意見を考慮して定める2か所(深度増加を伴わない代替掘削にあっては、1か所)の源泉を対象として行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による報告は、モニタリング調査報告書(様式第12号)を市長に提出して行うものとする。

3 前項の報告をするときは、モニタリングに係る源泉の温泉台帳の写し及び当該源泉の所有者がモニタリングの実施を承諾していることが分かる書面を添付しなければならない。ただし、既にこれらの添付すべき書類を提出しているときは、この限りでない。

(着工及び完了の届出)

第13条 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工したときは、着工の日から10日以内に温泉発電等設備工事着工届(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 事前協議申出導入事業者は、温泉発電等設備の設置のための必要な工事を完了したときは、完了の日から10日以内に温泉発電等設備工事完了届(様式第14号)に、温泉発電等設備に係る電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の関係法令の規定による全ての完了の検査等が完了したことを証する書類(当該完了の検査等が行われない場合は、温泉発電等設備が電気事業法第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していることを証する書類)を添えて、市長に提出しなければならない。

(導入事業者の変更等の届出)

第14条 条例第14条第1項の規定による変更の届出は、当該変更の事実があった日から10日以内に、導入事業者変更届(様式第15号)を市長に提出して行わなければならない。この場合において、当該変更の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 条例第14条第1項第1号の変更(導入事業者が法人である場合の代表者の変更又は主たる事務所若しくは営業所の所在地の変更を除く。) 次に掲げる書類

ア 温泉発電等の導入に関する誓約書

イ 暴力団関係者でない旨の誓約書

ウ 当該変更の事実を近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者に説明していることが分かる書類

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 条例第14条第1項第2号の変更 次に掲げる書類

ア 変更した契約の相手方に係る暴力団関係者でない旨の誓約書

イ その他市長が必要と認める書類

(温泉発電等設備の変更等の届出)

第15条 条例第15条第1項の規定による変更の届出は、事業内容変更届（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 当該変更の内容を示す書類
- (2) 第3条第1項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの

（事故時の報告）

第16条 条例第16条第1項の規定による報告は、事故又は災害が発生したとき又はそのおそれが生じたときにあつては直ちにその旨を条例の所管課に電話し、事故又は災害に対する必要な措置を講じたときにあつては当該措置後速やかに事故状況報告書（様式第17号）を市長に提出して行わなければならない。

（温泉発電等設備の廃止の届出）

第17条 条例第17条第1項の規定による届出は、温泉発電等設備を撤去又は廃棄するために必要な工事の着工の日の30日前までに、温泉発電等設備廃止届（様式第18号）を市長に提出して行わなければならない。

（市の同意の申請等）

第18条 条例第18条第1項の規定による申請は、同意申請書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる書類
- (2) 第6条及び第7条の規定の例により近隣関係者、近隣温泉関係者及び水利関係者に温泉発電等の導入に関する説明を行っていることが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第18条第2項の規定による同意は、導入事業者による温泉発電等の導入が次の各号のいずれかに該当するときは行わない。

- (1) 導入事業者が暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つもの又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）であるとき。
- (2) 公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 近隣区域の自然環境及び生活環境に及ぼす影響に対し適切な措置を講じた上で行われるものでないとき。

3 市長は、条例第18条第2項の規定による同意をするときは、当該導入事業者に同意書（様式第20号）を交付するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

4 市長は、条例第18条第2項の規定による同意をするに当たって、必要があると認めるときは、近隣関係者、近隣温泉関係者若しくは水利関係者又は学識経験者から意見を聴くものとする。

5 市長は、条例第18条第3項の規定により同意を取り消すときは、取消通知書（様式第21号）により当該導入事業者に通知するものとする。

（立入調査員の身分証明証）

第19条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第22号）とする。

(改善勧告)

第20条 条例第20条の規定による勧告は、改善措置実施勧告書(様式第23号)により行うものとする。

(地熱資源の調査)

第21条 条例第25条及び第33条第1項の規定による地熱資源の調査は、地質調査、地化学調査及び物理探査とする。

(温泉発電等掘削前のモニタリング)

第22条 条例第25条の規定によるモニタリングは、温泉発電等掘削を行おうとする者(以下「温泉発電等掘削事業者」という。)が次に掲げる源泉をそれぞれ1か所選定し、選定した源泉を対象として2回以上行わなければならない。この場合において、2回目以降のモニタリングは、前回のモニタリングの実施の時期から1月以上空けて行わなければならない。

(1) 次に掲げる区域内にある源泉(既に条例の規定によるモニタリングが実施されているものを除く。)であって、温泉発電等掘削の予定地点(以下「掘削予定地点」という。)に最も近い区域内にあるもの

ア 掘削予定地点から温泉発電等掘削の口径(以下「掘削口径」という。)の2,000倍の距離(掘削口径が80ミリメートルであるものにあつては150メートル、掘削口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては300メートル)までの範囲内の掘削予定地点の海側(東側)に当たる区域

イ 掘削予定地点から掘削口径の3,000倍の距離(掘削口径が80ミリメートルであるものにあつては240メートル、掘削口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては450メートル)までの範囲内の掘削予定地点の海側(東側)に当たる区域(アに掲げる区域を除く。)

ウ 掘削予定地点から掘削口径の4,000倍の距離(掘削口径が80ミリメートルであるものにあつては320メートル、掘削口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては600メートル)までの範囲内の掘削予定地点の海側(東側)に当たる区域(ア及びイに掲げる区域を除く。)

エ 掘削予定地点から掘削口径の4,000倍の距離に掘削口径の1,000倍の距離を順次加えて得た距離(掘削口径が80ミリメートルであるものにあつては320メートルに80メートルを順次加えて得た距離、掘削口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては600メートルに150メートルを順次加えて得た距離)までの範囲内の掘削予定地点の海側(東側)に当たる区域(ア、イ及びウに掲げる区域を除く。)又は市長が指定する区域

(2) 前号イからエまでに掲げる区域内にある源泉(既に条例の規定によるモニタリングが実施されているものを除く。)であって、掘削予定地点に最も近い区域(前号に掲げる源泉が存する区域を除く。)内にあるもの

2 前項の規定による選定は、モニタリングの実施が有意義なものとなるよう十分に配慮して行わなければならない。

3 第1項の規定による選定に当たって、同項第1号エに掲げる区域内にある源泉を選定しようとする温泉発電等掘削事業者は、市長にその旨を申し出て、源泉の選定に関する協議を行うことができる。同号アからウまでに掲げる区域内にある源泉を選定しようとするときも同様とする。

(条例第26条第1項の規則で定める区域)

第23条 条例第26条第1項の規則で定める区域は、掘削予定地点から掘削口径の4,000倍の距離(掘削口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては600メートル)までの範囲内の掘削予定地点の海側(東側)に当たる区域とする。

(温泉発電等掘削に関する説明等)

第24条 温泉発電等掘削事業者は、条例第26条第1項の規定による掘削前説明対象者に対する温泉発電等掘削に係る事業の計画等の説明においては、次条第2項各号に掲げる事項及び条例第25条の規定によるモニタリング等の結果を説明しなければならない。

2 条例第26条第2項の説明会(以下「事前説明会」という。)の開催の手続については、第6条第2項後段の規定(同項第4号を除く。)を準用する。この場合において、同項第1号中「近隣区域内」とあるのは「第23条に定める区域内」と読み替えるものとする。

3 温泉発電等掘削事業者は、事前説明会を開催した場合であっても、掘削前説明対象者が個別に条例第26条第1項の規定による温泉発電等掘削に係る事業の計画等の説明を求めるときは、これに応じなければならない。

4 温泉発電等掘削事業者は、条例第26条第1項の規定により掘削前説明対象者に温泉発電等掘削に係る事業の計画等の説明を行ったときは、次に掲げる書類を作成しなければならない。

- (1) 事前説明会等実施調書(温泉発電等掘削)(様式第24号)
- (2) 説明を行うべき掘削前説明対象者の範囲を示す図面等
- (3) 事前説明会を開催したときは、その開催の周知方法及び周知の事実が分かる書類
- (4) 掘削前説明対象者が説明を受けたことが分かる名簿等
- (5) 説明の際の質疑応答等の内容が分かる書類
- (6) 説明に際し配布し、又は提示した資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

(掘削前申出)

第25条 条例第27条第1項の規定による申出は、温泉発電等掘削申出書(様式第25号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 温泉発電等掘削に関する誓約書(様式第26号)
- (2) 暴力団関係者でない旨の誓約書
- (3) 温泉発電等掘削に係る事業の計画書
- (4) 条例第25条の規定によるモニタリング等の結果を記載した書面(モニタリングの結果にあつては、モニタリング調査報告書に規定する内容が記載されているものに限る。)、当該モニタリングに係る源泉の温泉台帳の写し及び当該源泉の所有者がモニタリングの実施を承諾していることが分かる書面
- (5) 掘削予定地点の半径1キロメートル以内の源泉と掘削予定地点の位置関係を示す付近見取図(第22条第1項の規定による源泉の選定の経緯及び結果を記載すること。)
- (6) 前条第4項各号に掲げる書類
- (7) 法人にあつては登記事項証明書(履歴事項証明書に限る。)並びに役員の住所、氏名、生年月日及び性別を記載した名簿、個人にあつては住民票の写し

- (8) 温泉発電等掘削の権利を有することを証する書面（登記事項証明書、契約書の写し等）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項第3号の温泉発電等掘削に係る事業の計画書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
- (1) 温泉発電等掘削の目的が温泉発電等の導入である場合、次に掲げる事項
 - ア 第3条第2項各号に掲げる事項（当該事項のうちその内容が未定又は予定であるものにあつては、その旨を含む。）
 - イ 掘削予定地点の位置並びに温泉発電等掘削の口径及び掘削深度
 - ウ 掘削予定地点の位置並びに温泉発電等掘削の口径及び掘削深度を決定した根拠（地熱構造モデル図又は地熱流体流動モデル図を用いたものであること。）
 - (2) 温泉発電等掘削の目的が温泉発電等のための地熱技術開発又は調査研究（以下この号において「地熱技術開発等」という。）である場合、次に掲げる事項
 - ア 地熱技術開発等の概要
 - イ 地熱技術開発等のための設備の仕様及び配置場所
 - ウ 温泉発電等掘削事業者の概要
 - エ 地熱技術開発等の実施体制
 - オ 資金計画及び収支計画
 - カ 地熱技術開発等における土地の利用及び景観との調和に関する方策等
 - キ 温泉発電等掘削に係る源泉の利用及び温泉資源の保護に関する方策等
 - ク 地熱技術開発等における自然環境及び生活環境の保全に関する方策等
 - ケ カからクまでに掲げる方策等のほか、温泉発電等掘削事業者が地熱技術開発等に伴い実施する方策等
 - コ 前号イ及びウに掲げる事項
 - サ その他市長が必要と認める事項

（掘削前通知）

第26条 条例第27条第4項の規定による通知（以下「掘削前通知」という。）は、掘削前通知書（様式第27号）を同条第1項の規定による申出を行った者に交付することにより行うものとする。

（温泉発電等掘削に関する変更の届出）

第27条 条例第29条第1項の規定による変更の届出は、当該変更の事実があった日から10日以内に、温泉発電等掘削変更届出書（様式第28号）に当該変更の内容を示す書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出して行わなければならない。

- 2 条例第29条第2項の規定による変更の届出は、温泉発電等掘削（口径・掘削深度）変更届出書（様式第29号）に当該変更の内容を示す書類、温泉発電等掘削の口径又は掘削深度の変更を決定した根拠（地熱構造モデル図又は地熱流体流動モデル図を用いたものであること。）を示す書類その他市長が必要と認める書類（当該変更が同条第3項の変更である場合にあつては、これらの書類及び第24条第4項各号に掲げる書類）を添えて、市長に提出して行わなければならない。

（温泉発電等掘削後のモニタリング）

第28条 条例第30条第1項の規定によるモニタリングの報告は、モニタリング調査報告書を市長に提出して行うものとする。

(掘削前通知を受けた者の変更の届出)

第29条 温泉発電等掘削後に温泉発電等の導入又は温泉発電等のための地熱技術開発若しくは調査研究を目的として当該温泉発電等掘削に係る源泉に関する権利を掘削前通知を受けた者から譲渡された者は、当該譲渡の事実を証する書面及び第25条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、譲渡後速やかに条例第6条第1項の規定による事前協議の申出を行うとき、又は条例第14条第1項第1号の規定による変更の届出を行うときは、この限りでない。

(条例第32条の規定により読み替えて適用する条例第4条第1号及び第8条第1項の規則で定める区域)

第30条 条例第32条の規定により読み替えて適用する条例第4条第1号及び第8条第1項の規則で定める区域は、温泉発電等の熱源となる源泉から当該源泉の口径の4,000倍の距離(当該源泉の口径が80ミリメートルを超え150ミリメートルまでのものにあつては600メートル)までの範囲内の当該源泉の海側(東側)に当たる区域とする。

(アボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等の導入に関する特例)

第31条 アボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等の導入に関しては、6条中「条例第8条第1項」とあるのは「条例第32条の規定により読み替えて適用する条例第8条第1項」と、第6条第1項及び第5項中「及び近隣温泉関係者」とあるのは「、近隣温泉関係者及び第30条に定める区域に存する源泉に係る権利を有する者」と、第6条第1項中「結果」とあるのは「結果並びに条例第33条第1項の規定によるモニタリング等を実施しなければならない事前協議申出導入事業者にあつては、地熱資源の調査及び温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前のモニタリングの結果」と、第6条第2項第1号中「近隣区域内」とあるのは「近隣区域内及び第30条に定める区域内」と、第6条第4項中「近隣温泉関係者」とあるのは「近隣温泉関係者又は第30条に定める区域に存する源泉に係る権利を有する者」と、第14条第1号ウ並びに第18条第1項第2号及び第4項中「近隣温泉関係者」とあるのは「近隣温泉関係者、第30条に定める区域に存する源泉に係る権利を有する者」とする。

(アボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等の導入に係るモニタリング)

第32条 条例第33条第1項の付近に存する2か所の源泉は事前協議申出導入事業者が選定した源泉とし、源泉の選定については第22条の規定の例による。この場合において、同条第1項第1号中「温泉発電等掘削の予定地点」とあるのは「温泉発電等の熱源となる源泉」と、「掘削予定地点」とあるのは「熱源源泉」と、「温泉発電等掘削の口径」とあるのは「熱源源泉の口径」と、「掘削口径」とあるのは「源泉口径」と、同項第2号中「掘削予定地点」とあるのは「熱源源泉」とする。

2 条例第33条第1項の規定によるモニタリングのうち、温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前のものは、2回以上行わなければならない。この場合において、2回目以降のモニタリングは、前回のモニタリングの実施の時期から1月以上空けて行わなければならない。

3 条例第33条第1項の規定による地熱資源の調査及び温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する前のモニタリングの結果の報告は、条例第11条第1項の規定による報告を行うときまでに行わなければならない。

4 条例第33条第1項の規定によるモニタリングの報告は、モニタリング調査報告

書を市長に提出して行うものとする。

- 5 前項の報告をするときは、モニタリングに係る源泉の温泉台帳の写し及び当該源泉の所有者がモニタリングの実施を承諾していることが分かる書面を添付しなければならない。ただし、既にこれらの添付すべき書類を提出しているときは、この限りでない。

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規則第31条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にアボイドエリア内に存する源泉を利用する温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工する導入事業者及び施行日前にアボイドエリア内に存する源泉を利用して温泉発電等の導入をしている導入事業者であって施行日以後に別府市温泉発電等の地域共生を図る条例（平成28年別府市条例第10号）第15条第1項の規定による届出（同項第1号又は第2号に掲げる変更に係るものに限る。）に係る温泉発電等設備の設置のための必要な工事に着工するものに適用する。